

1 リスク管理について

銀行は、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどの様々なリスクを抱えながら業務の運営を行っています。こうしたリスクは、金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発達などに伴って一段と複雑かつ多様化し、各種のリスクが経営に与える影響は日々拡大してきています。

このような環境の下、当行ではリスクの所在、規模を的確に把握・分析し、適切に管理・運営を行うことの重要性に基づき、リスク管理体制の整備およびリスク管理の精緻化・能力の向上に取組み、経営の健全性と安定的な収益の確保に努めています。

リスク管理のための組織体制としては、リスク統括部署である業務管理部を設置し、リスク管理基本方針を制定のうえ、当行の適切なリスク管理態勢を確立し有効な内部管理体制を構築するとともに、業務上発生しうる不可避なリスクを適正に把握し、かつ金融情勢の多様な変化に対応できるようリスクを適切に管理することで安定した経営基盤を確保することに努めています。

リスク管理体制としては、日常的には担当部署がリスク管理を行い、特定されたリスクについてはリスク種別ごとに主管部署がとりまとめ、リスク統括部署でこれら担当部と主管部のリスク管理の自己評価や検証などの運用状況のチェックや情報の集約を行い、定期的にリスク管理の状況等を適切性や有効性の観点から検証・評価しています。

さらにこれらの集約されたリスク情報は、取締役会等に定期的に報告され、リスクの削減や軽減を図っています。

1. 信用リスク管理

当行は、当行の融資理念や融資基本スタンス等を取りまとめた「クレジットポリシー」を制定し、それに則った信用リスク管理を行っています。

さらに、企業の信用力を正しく量ることを目的に、企業信用格付制度を基準に「格付別与信限度額」を設定することで事前に与信の大口化を抑制しています。この手法に加

え、格付別・業種別における信用リスクの計量化や信用リスクに見合った金利の適正化を図っています。

これら様々な手法を活用し、今後も資産の健全化ならびに適正な資産ポートフォリオの構築に努めてまいります。

2. 市場関連リスク及び流動性リスク管理

市場取引に係る市場関連リスク管理についてはVaR法・BPV法などによりリスクの計量化を図り、予測されるリスクを把握し評価・検証することにより当行の経営方針に則った運用、リスク管理体制の構築改善を図り、業務の健全かつ適正な遂行をめざしています。

流動性リスク管理については、資金繰りの精度向上を図り、本支店間の連携により資金繰りに係る情報を迅速・的確に把握し、安定した資金繰り体制の維持を図っています。

また、ALM委員会において、流動性リスク及び市場関連リスクについての現状分析、対応策の検討を行うほか、ALMシステムで、資産負債の総合的シミュレーションによる収益予想をより精緻に行い、安定的な収益確保を図っています。

3. 事務リスク管理

取扱商品の多様化やそれに伴う内部事務処理など、事務管理全般に関わるリスクを適正に把握し検証・評価することにより事務リスク管理態勢の強化および事務処理能力の向上を図り、事故・トラブル・不正などの発生防止に努めています。

さらに、業務の機械化などに伴う効率化・高度化に対応すべく、規則等の改正について必要に応じ対処するとともに、事務リスク管理体制充実の為の臨店指導・ニーズ別研修・指名研修・事務トレーニーを実施するなど、能力向上を図り事務リスク管理強化に努めています。

また、事故・トラブルの未然防止を図るため、店内検査の内容精度を高め内務事務体制の強化に努めるとともに、事務事故・事務ミスについては発生の都度、原因分析等を十分に行い、その防止対策に取り組んでまいります。

4. システムリスク管理

業務の根幹をなすシステムならびに重要な経営資源である情報資産については、これらを故障、誤作動、災害、不正使用、破棄、盗難、ハッカー、ウイルスなど様々な脅威から保護し、予想されるリスクの回避、極小化に努めています。具体的にはオンライン回線、コンピュータシステム、元帳、設備等の万一の場合に備えて、オンラインセンターのホットスタンバイ方式による二重化によりお客さまへの影響が最小限となるよう対策を講じています。さらに、大規模災害を想定し遠隔地にバックアップセンターを設けてシステム障害など不測の事態に備えています。また、コンティンジェンシープランを策定して、災害時などの具体的かつ詳細なマニュアルを備え、定期的な訓練などを通じて万全を期しています。

また、リスクの回避徹底のために、当行の情報セキュリティに係る基本的な考え方および保護すべき情報資産を明確にした「情報セキュリティポリシー」を制定し、これに基づき当行全体で統一した情報セキュリティ管理を行っています。

5. 内部監査体制

当行では、リスク管理基本方針、リスク管理規則の制定をはじめとしてリスク管理態勢の整備を図っていますが、その適切性、有効性を検証する内部監査部門として各業務部門から独立した監査部を設置し、本部各部及び営業店、ならびに連結対象子会社等に対して内部監査を実施しています。内部監査の実施にあたっては、各リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度に配慮した効率のかつ実効性ある内部監査となるように努めています。



2 コンプライアンスについて

当行は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題の1つと位置付けており、役職員全員にて取り組んでいます。

1. コンプライアンスに関する基本方針

私たちは銀行の公共性や社会的使命から、高いレベルの知識・見識・規律が求められています。このことを常に心に留めて、営業活動を通じ、お客さまひいては地域・社会に貢献していかなければなりません。

一方、規制緩和による取扱業務の拡大、取扱商品の多様化、リスクのある商品の販売等によるトラブルの発生を招く要因が増加しています。

このような時代の変化のなか、法律や社会的ルールを守めることは、お客さまとのトラブルの原因を少なくするばかりでなく、当行の信用を高めるためには必要不可欠です。こうした法律や社会的ルールの遵守を「コンプライアンス」という用語で表現し、「コンプライアンス態勢」を充実していくことによって、各種の経営リスクを低減していかなければなりません。

この「コンプライアンス」の重要性を役職員全員が認識し、「あらゆる法令や業務に関わる諸規則等のルールを遵守し、経営の自己責任原則に基づく健全経営に徹して社会的責任と公共的使命を全うすることによって、経済・社会の安定的な発展に寄与する。」ことを基本方針として、「コンプライアンス態勢」の構築や日々の業務活動に専念します。

2. コンプライアンス体制

業務管理部内に、コンプライアンスを担当する専門部署としてコンプライアンス統括グループを配置してコンプライアンス体制の強化を図っています。全役職員の行動指針となる「コンプライアンス・マニュアル」、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」、業務の適法性をチェックする「リ

ーガル・チェック実施規則」等を策定し全役職員に徹底してコンプライアンス態勢の強化を図っています。さらにコンプライアンス委員会において、コンプライアンス全般に関する事項の審議等を定期的に行い取締役会・監査役会に報告し、法令遵守についての推進・徹底を行っています。

3. 個人情報保護法への取組み

個人のプライバシーの侵害や名誉棄損、さらには個人の情報を悪用した犯罪が生じる危険性が増大してきている中、当行は個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」（「個人情報保護法」）を始め、すべての法令、金融庁ガイドラインおよび業界団体の自主ルール等を遵守し、お客さまの個人情報を保護することを宣言しました。

具体的には、当行が業務上使用するお客さまや取引関係者の方々の個人情報について適正かつ厳格に取扱うため、基本方針として個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定し、ポスターを全店に掲示しています。同時にお客さま説明用としてチラシを全店の窓口に備え置き、お客さまからのお問い合わせに対応しています。また、当行ホームページ上でも公表しています。

さらに、個人情報保護規則を制定し、個人データの取扱状況の点検及び監査を定期的に行うこととしており、個人情報漏洩防止に向け、行員の行動指導・教育なども併せて行うなど、全役職員一丸となって取り組んでいます。

進を行い、また新商品の開発などを行っています。

法人向け貸出金の増強については、地域経済の健全な発展と活性化に貢献するスピーディーな融資取組みを掲げて、地元中小企業・個人事業主への新規融資や既存取引先への安定的な資金供給と、ニーズにマッチした商品提供を行っています。具体的には、自動審査システムにより「無担保」「無保証」「スピード審査」を特徴とした事業融資商品を取扱っています。個人向け貸出金については、住宅ローンをはじめとする各種の目的別ローンによってお客さまのニーズにお応えしています。またライフステージに応じたローンなどの商品ラインアップの充実や販売チャネルの拡充など暮らしに役立つ新商品の開発・提供に努めています。

そのための組織・体制として、法人向け貸出の推進については、本部内の関係各部が連携して、新規開拓や取引深耕の支援・指導を行っています。事務面のサポートとして「不動産担保評価センター」を本部内に設置し、営業店の担保調査・評価業務の集中化を行っています。また個人向け貸出の推進については、本部内の関係各部の連携により新規先や既存取引先への融資について支援・指導を行っています。

さらに、本部によるサポートとして、コーポレート推進部の設置、インターネットや電話からローンの受付を可能にするなど、営業店の負担軽減と本部集中化の拡大による推進を図っています。また、休日にお客さまの相談にお応えする「ローンプラザ」「情報プラザ」を設置して利便性向上を図っています。

当行では、公共性・流動性・安全性・収益性等の融資基本原則を踏まえ、コンプライアンスを遵守した融資取組みに努めています。特に昨今の環境から、安全性と収益性により重点を置き、担当部門の人員強化、システムの投入や開発、リスク管理能力の向上を図り、またリスクテイクのための研究を行うことで、地元経済発展に貢献しています。

このような取組みのほかに、当行はお取引先企業の財務内容等の改善にあたるため、お取引先と一体となり、弁護士・公認会計士・税理士などの各種専門家との連携、監査法人とのコンサルティング契約締結、事業主を対象とした経営支援セミナー開催など、様々な支援活動を通じて相互理解をより深めることで、取引先の経営改善のみならず地域経済・産業の活性化に貢献しています。

3 融資への取組み姿勢について

当行は地域に密着した金融機関として、地元の中小企業・個人事業主並びに個人のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えし、地域経済の発展に努めていくことが当行に課せられた使命と考えています。

そのために、経営資源を地元へ傾斜配分するとともに、店舗特性ごとの運営や本部による各種の支援、指導および推

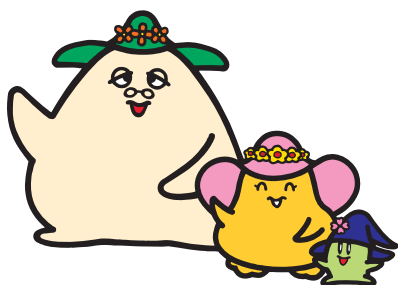
4 金融商品の 勧誘方針について

当行は、お客さまに対して適正に金融商品の勧誘を行うため、金融商品販売法に則り次の5項目を遵守します。

- ①お客さまの知識や経験、財産の状況に応じて適切な金融商品をお勧めいたします。
- ②お客さまが、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解いただけるよう、説明に努めます。
- ③お客さまに断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- ④お客さまにとってご迷惑な時間帯や場所などで勧誘を行うことはいたしません。
- ⑤お客さまに適切な金融商品をお勧めできるよう、商品知識の習得に努めます。

5 本人確認法について

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が平成15年1月6日に施行されました。この法律の目的は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことにあります。本人確認法では、規制の抜け道をなくすため、銀行、証券会社、保険会社、郵便局等、金融機関に幅広く本人確認義務が課されます。当行はこの法律に従い、厳格に本人確認を行っています。



6 不良債権問題への 取組みについて

当行は不良債権問題の終結を図ることが主要な経営課題と考え、取引先企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めています。行内体制として専担部署を設置し、監査法人与契約を結び、顧問弁護士や税理士などの外部の各種専門家と連携しながら、支援対象企業に様々なアドバイスを行っています。

さらに、必要に応じて取引先への経営コンサルタントによる支援や、場合によっては当行から人材派遣を行い肌理細かな指導・支援体制で、取引先と一体になった経営改善に向けての取組みを行っています。

今後、さらに資産内容健全化に向けて、不良債権の新規発生防止、不良債権の管理回収、オフバランス化、企業再生などに向けた取組みを強化してまいります。

7 ペイオフについて

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等については、一金融機関につき預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

- ペイオフの全面解禁については、平成16年12月に預金保険法の改正が国会で決議され、当座預金・別段預金・普通預金は平成17年3月まで保護されていました。
- 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない等の条件を満たす預金(※1)は全額保護されることになりました。
- 当行は県内では最初に、ペイオフ範囲拡大後も預金保険制度の全額保護の対象預金である「決済用預金」の取扱いを平成16年10月より開始し、お客さまのニーズにお応えできるよう商品の品揃えを行いました。

■ 預金保護の姿

期 間		平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
商品の分類			
預金保険の 対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全 額 保 護	利 息 の つ か な い 等 の 条 件 を 満 た す 預 金 (※1) は 全 額 保 護
	定期預金 定期積金 ビッグワイド等	合算して元本1,000万円までとその利息等(※2)を保護	
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保 護 対 象 外	

※1. 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※2. 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

8 システム等の 共同化について

当行は、昭和52年から九州地区第二地銀7行で事業組合システムバンキング九州共同センター（略称SBK）を設立し、銀行業務におけるオンライン業務の共同開発・運営を行い、開発コスト・機器保有コストなど、運営コストの軽減化を図ると同時に、お客さまの利便性向上と店舗網の相互補完を行ってきました。

さらに平成12年には、加盟7行の共同化拡大検討に対する基本合意を行い、現在加盟各行による情報系・勘定系バッチ・集中事務についても共同化を行っています。この共同化拡大により、加盟行全体の機械化投資の削減と生産性の向上や肌理細かい顧客情報サービスの提供を可能としています。

このほかにも地元金融機関との店舗外ATM共同設置や現金配送便の共同運営など各種の共同化を実施しており、今後も引続き、システム面・業務運営面の共同化にとどまらず商品開発や機能サービスの拡大など業務上の幅広い分野においても、共通のメリットが図れる事項については、SBK加盟行内・外を問わず積極的に共同化や提携について検討してまいります。

9 集中化、 アウトソーシングについて

当行は、為替業務、住宅金融公庫・個人ローン業務などの営業店後方事務・実行処理、代位弁済事務、担保調査

業務、外国為替業務などについて、順次本部集中化を拡大し、営業店業務の省力化、効率化を図っています。

また、アウトソーシングについても、行内システムの開発・運営および平成17年4月より個人ローンの延滞督促業務を外部に委託し効率経営の推進・拡大に努めています。そのほか、営業店業務の合理化・効率化については、喪失・変更などの諸届を本部集中化し業務の省力化に努めています。今後は既に集中している為替業務・口座振替依頼書業務に関して内容向上のため再構築中であり更なる効率化を図ってまいります。

10 ATM提携 サービスについて

当行を含むSBK加盟行（福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行）では、通帳による入金・記帳（普通預金・貯蓄預金の個人）がご利用できます。

また、SBK加盟行および西日本シティ銀行、沖縄海邦銀行におけるカードのご利用は、当行カードと同様の手数料でご利用できます（平成17年7月23日より土曜日は終日105円の手数料が必要となります）。

なお、今回の福岡銀行との業務提携によりATM手数料を相互無料化しています（平日8時45分から18時までの時間内で支払取引のみ）。